

令和6年6月28日

懲戒処分等の公表について

3件の不適正事務処理に関し、令和6年6月28日付けで職員の懲戒処分等を行いましたので、人吉市職員の懲戒処分等の基準等に関する規程第10条の規定に基づき、次のとおり公表します。

【市長部局関係】

事案1 令和4～5年度におけるひらめき箱の運用に係る不適正事務処理について

1 処分を受けた者の所属・職級・年齢及び処分等の種類

(1) 当該職員

- ・経済部 課長補佐（当時：所管係長）（50歳） 戒告
- ・市民部 再任用職員（担当者）（62歳） 戒告

(2) 管理責任者等

- ・市民部 次長級職員（58歳） 文書注意
- ・市民部 課長級職員（57歳） 訓告
- ・総務部 課長級職員（当時：所管課長）（56歳） 文書注意

2 処分等の時期

令和6年6月28日

3 処分等の事由

(1) 経緯

市庁舎玄関ロビーに設置している市民からの御意見箱である「ひらめき箱」は、運用規程に基づき、毎月1日及び15日に開封し、寄せられた意見等を地域コミュニティ課長の決裁後に該当課へ通知照会を行い、該当課からの回答を市ホームページや市庁舎玄関ロビーにて公表している。しかし、令和4年度及び令和5年度に寄せられた意見等53件中39件について、組織として適正な事務処理を行わず、公表等も怠っていたもの。

箱を開封する担当係長は投函された用紙を回収・確認ののち、担当者へ渡すとともに該当課へ照会を行うよう指示していたが、該当課との調整がうまくいかなかったもの等について悩んだまま放置をするなど、照会等を行っていなかった。

(2) 原因

- ・担当係長及び担当課長による業務の進捗管理、確認ができていなかった。
- ・事務処理を進めるに当たり、担当者が判断に迷うものについて上司と職員のコミュニケーションがとれておらず、組織として対応できていなかった。

4 職員の処分

地方公務員法第29条第1項第2号の規定により、懲戒処分等を行ったもの。

事案2 令和5年度における特別児童扶養手当申請事務に係る不適正事務処理について

1 処分を受けた者の所属・職級・年齢及び処分等の種類

(1) 当該職員

・教育部 主席（当時：所管主席） （60歳） 戒告

(2) 管理責任者等

・健康福祉部 課長補佐（当時：所管部長）	（61歳）	訓告
・健康福祉部 部長級職員（当時：所管部次長）	（59歳）	訓告
・健康福祉部 次長級職員（当時：所管課長）	（57歳）	訓告
・市民部 主幹（当時：所管係長）	（50歳）	訓告

2 処分等の時期

令和6年6月28日

3 処分等の事由

(2) 経緯

特別児童扶養手当申請（額改定）について、受付済の申請書を適切に処理しなかったため、熊本県への進達が遅延し、県において手当支給の可否が決定していない状態となったもの。

令和5年4月に申請書類が提出され、担当者が進達しようとした際に戸籍謄本の提出がないことに気づき、進達しないまま保管した。本来ならば、申請者へ戸籍謄本の提出を依頼し、書類がそろったところで、県に進達すべきであった。

令和5年9月に状況確認のため申請者が来庁され、戸籍謄本の提出待ちとして保管していたことを伝え、また、申請受付時の確認が不十分であったことについてお詫びした。同日で書類が全てそろったが、県への進達を行っていなかった。それ以降、担当者は県へ進達したものだと思い込んだまま、令和6年3月に担当者が申請書一式を発見し、県へ未進達であることに気づいた。

(2) 原因

- ・制度の手続について理解が不十分であった。
- ・申請受付時の説明や確認が不十分であった。
- ・事務処理進捗状況について、定期的な確認作業を怠り、他業務を優先した。
- ・保管方法についても、業務ごとの整理や受け付けた申請書等の整理がされておらず、様々な書類等を多数のクリアファイルで保管していた。
- ・課内・係内での情報共有を怠った。
- ・上司へ報告・相談もされておらず、個人の判断で事務処理を進めていた。

4 職員の処分

地方公務員法第29条第1項第2号の規定により、懲戒処分等を行ったもの。

【教育委員会関係】

事案3 令和3～5年度における日本遺産事務に係る不適正事務処理について

1 処分を受けた者の所属・職級・年齢及び処分等の種類

(1) 当該職員

- ・会計課 課長級職員（当時：所管課長） （57歳） 減給（1/10）1ヶ月
- ・教育部 課長補佐 （60歳） 戒告
- ・教育部 主幹（当時：所管係長） （53歳） 戒告

(2) 管理責任者等

- ・教育部 再任用職員（当時：所管部長） （63歳） 訓告
- ・復興建設部 課長補佐（当時：所管部長） （61歳） 訓告
- ・復興建設部 課長補佐（当時：所管部次長） （61歳） 文書注意
- ・水道局 部長級職員（当時：所管部次長） （59歳） 文書注意
- ・教育部 次長級職員 （57歳） 文書注意

2 処分等の時期

令和6年6月28日

3 処分等の事由

(1) 経緯

令和2年7月豪雨災害以降、災害対応、コロナ禍、日本遺産更新に向けた対応、既存事業の実施検討等に時間を要する中にあって、令和3年度から令和5年度において、球磨地域文化財広域連携協議会及び人吉球磨日本遺産活用協議会の総会を実施せず、各年度の事業計画並びに予算及び決算承認を経ていなかった。特に人吉球磨日本遺産活用協議会においては、各年度事業費として、ホームページ管理委託料と日本遺産連盟会費、計254,970円を執行していた。

令和3年度においては、書面決議の準備を進めるも実施に至らず、翌4年度は担当係長から後任係長へ引継ぎが行われたものの、年度途中に担当者が変更され、後任担当者への上司からの具体的な指示等もないまま実施に至らなかった。令和5年度において、担当者が変更となり解決に向け取り掛かるが、複数年にわたる事務の停滞による現況把握に時間を要するなど、実施に至らなかった。

(2) 原因

- ・担当職員が事務を行う中で、事業の進捗管理ができていなかった。
- ・上司からの指示・支援が適切ではなかった。
- ・上司と職員間でコミュニケーションが適切にとれておらず、組織として対応できる体制がとれていなかった。

4 職員の処分

地方公務員法第29条第1項第2号の規定により、懲戒処分等を行ったもの。

職員の懲戒処分についての市長コメント

今回の不適正事務処理により、市民の皆様の市政への信頼を損なうこととなり、大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

今後は、公務員であることの自覚を持ち、市職員としての信頼を損ねることのないよう法令順守と服務規律について、より一層徹底するとともに、組織的なチェック体制の整備を図り、再発防止と市政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和6年6月28日

人吉市長 松岡 隼人

本件事案に関する問い合わせ先

総務部 総務課 担当：那須、西（内線3210）

教育部 学校教育課 担当：鶴口、米原（内線4010）

TEL（代表） 0966-22-2111